

□合併協議項目

議案第5号で承認されました合併協議項目です。今後、任意合併協議会では、この項目にそって協議を進めていきます。

	協 議 事 項	協 議 内 容 等
I 基本的協議事項	1 合併の方式	合併の方式は、新設合併（対等合併）と編入合併（吸収合併）とに分けられますが、どちらの形態を選択するか協議します。
	2 合併の期日	新市として施行する日を協議します。
	3 新市の名称	新市の名称を協議します。
	4 新市の事務所の位置	新市の事務所の位置について協議します。
II 合併特例法による特例措置に関わる事項	5 議会の議員の定数及び任期	定数や任期に関して合併特例法の特例措置を適用するかどうか、又、適用する場合は、その方法を協議します。さらに、新市の議会の定数を協議します。
	6 農業委員会の委員の定数及び任期	定数や任期に関して合併特例法及び農業委員会等に関する法律の特例措置を適用するかどうか、又、適用する場合は、その方法を協議します。
	7 地方税	市町村で差異のある税制等（税率、納期等）について協議します。
	8 一般職の職員の身分	一般職員の身分、任用制度、給与などの取扱いに関して、公正に処理されるよう基本方針を協議します。
	9 地域審議会	地域審議会を設置するかどうか協議します。
III その他必要な協議事項	10 町名、字名	同一の町名、字名が存在する場合、その取扱いを協議します。
	11 財産	関係市町村が所有する財産の取扱いについて協議します。
	12 慣行	合併関係市町村の慣行や新たな市の慣行の取扱いについて協議します。
	13 組織及び機構	新市の組織、機構等について協議します。
	14 条例、規則等	条例、規則等の整備の基本方針について協議します。
	15 特別職等の身分	特別職の職員（消防団員を除く）について、その設置、人数、任期、報酬等について協議します。（行政委員会の委員を含む）
	16 一部事務組合等	一部事務組合、第3セクター、共同設置の機関等の取扱いについて協議します。
	17 使用料、手数料等	公共施設使用料や手数料等の取扱いについて協議します。
	18 公共的団体等	公共的団体等の統合整備の基本方針について協議します。（土地開発公社、社会福祉協議会、シルバー人材センターを含む）
	19 補助金、交付金等	各種団体等に対する補助金、交付金等の取扱いについて協議します。
	20 附属機関等	審議会・委員会等の附属機関の取扱いについて協議します。
	21 国民健康保険事業	保険税賦課関係、保険給付、助成関係について協議します。
	22 介護保険事業	保険料、納期、減免制度、サービス利用料助成などについて協議します。
	23 消防団	組織、階級、任用、報酬等について協議します。
24 各種事務事業	自治会、ごみ処理、上下水道などについて協議します。	
IV 新市建設計画案に関わる事項	25 新市建設計画案	新市建設の基本方針、新市建設の根幹となるべき事業に関する事項、公共的施設の統合整備に関する事項、新市の財政計画等を盛り込んだ計画案を協議会で協議することになります。